## 主 文 原判決を破棄する。 被告人は無罪。

理,自由

本件控訴の趣意は、弁護人中井一夫作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、 これを引用する。

控訴趣意中事実誤認ないし法令適用の誤の主張について。

論旨は要するに、原判決は、被告人の行為は過剰防衛にあたるとし、また適法行為の期待可能性がないとはいえないとして傷害致死の事実を認定しているが、独身としてきた日からスコツプを振り上げて如きされたうえ、組みおうし、との危険が自つされ、さらに背後が高いたとしてもので、というが被告人になからない。当時被の範囲をはない、別によるのではない。のでは、というのは、というないのであるというのは、というないのであるというのは、というないのであるというのは、というないのであるというのは、というないのであるというのは、というないのである。

所論にかんがみ記録を精査して案ずるに、原判決の事実認定の要旨はつぎのとおりであり、当裁判所も原審において取調済の証拠を検討した結果これを是認することができる。

すなわち、被告人は、昭和四八年五月二〇日午後六時四五分頃、神戸市a区b町 田中c番地のA川岸の一軒屋である自宅において、家族の不在中、一人で居室にい たところ、かねて酒乱で兇暴な男と噂を聞いていたB(当時年令五二年)が、飲酒 のうえ被告人方の庭にはいりこみ、被告人の飼犬二匹に向つてスコツプ(当裁判所 昭和四九年押四六五号の二)を振り上げ「たたき殺すぞ」とわめいているのを目撃し、庭へ出て、同人に早く帰るように要求したところ、同人は「お前もたたき殺してやる」といつてスコツプを振り上げて向つてきたことから格闘となり、被告人は同人の手からスコツプをたたき落したが、同人はさらに組みついて被告人を建物の 出入口の石段付近に押し倒し、首を絞めてきたので、被告人は肘に軽傷を負いつつ も、同人の下腹部を蹴つてそのひるむすきに立ち上つた。このとき被告人は、B が、川に面する庭の崖ふちから一・五メートル手前の地上にあつた細い角棒(前同 号の一。二ないし三センチメートル角の木材で長さ約七一センチメートル)を拾い 上げようとして被告人に背を向け、崖の方を向いて中腰になつたのをみて、この棒でさらに攻撃してくると思い、機先を制してその攻撃から身を守る意思でとつさに 同人に近寄り、同人が崖下に転落することもありうることを予見しながら、中腰に なつたその臀部を背後から一回押し出すように蹴り、 このため同人を高さ約-−五メートルの崖から岩石の多い谷川状のA川に転落させ、因つて同人に左前頭部 陥凹骨折、胸骨骨折等の傷害を負わせたうえ、その頃同所崖下の滝壷内で溺死する に至らせたが、被告人には殺意がなかつたものである。

そして当裁判所もまた右1ないし3の原判決の判断は正当としてこれを肯認することができるが、その余についてはたやすく賛同できないものがある。

刑法三六条一項の正当防衛と盗犯防止法一条一項の正当防衛の関係につき考えて みるのに、盗犯防止法は昭和五年法律第九号として制定され、その立法の趣旨は、 司法大臣の法案提出理由の説明によると「近時強窃盗又は家宅侵入者等にして生命 身体又は貞操等に対し危害を加えんとする者が続出し、被害者において臨機の処置 により自ら防衛しなければ、重大なる実害を免かるること能わざる事例が甚だ少く ない、然るに刑法の正当防衛の規定はその措辞が抽象的であるため、その適用の範 囲に付て解釈上の疑義があり、被害者に於て機宜の処置に依り自衛を全うするに躊 躇せざるを得ざる場合のある憾がある。此を以て法律上具体的の条件を明示して是 等の場合における防衛権の発動を安固にする必要がある。」(昭和五年四月二七日 官報号外参照)というのである。これによると、同法一条一項は刑法三六条一項の 具体的適用の範囲を規定したにすぎないことにな〈要旨〉る。しかし両法条を比較検 討すると、(一)刑法においては侵害の対象である法益が無制限であるが、盗犯防 止法</要旨>においてはこれが生命、身体、貞操に限定されている、(二)刑法にお いては侵害が急迫である一切の場合を包含しているが、盗犯防止法においてはこれ が同法一条一項各号の規定する場合に限定されている、 (三) 刑法においては防衛 の程度が「ヒムコトヲ得サルニ出テタル」ことに限定されているが、盗犯防止法に おいてはかかる限定なくして殺傷の程度に至ることを許容していることが、文理上 明白であり、その限りにおいて両者はその適用の範囲を異にしているものといわざるをえない。すなわち盗犯防止法においては一定の条件の下に「巳ムコトヲ得サル -出テタル」ことの要件を除き刑法における正当防衛の範囲を拡大したものと解す るのが相当である。しかるに合理的理由なくしてこれを刑法の規定する正当防衛の 具体的適用の例示であると解釈し、盗犯防止法一条一項の防衛行為か「已ムコトヲ 得サル二出テタル」ことないしは相当性の範囲を逸脱しないことを要するとするこ とはひつきよう法律の明示しない要件を付加して刑罰の範囲を拡大するに帰し、罪 刑法定主義にも反することになる。もつとも盗犯防止法一条一項による不処罰は、性質上違法性阻却の一場合であり、行為に実質的な違法性がないことを不処罰の根 拠とするものと考えられるから、行為が右規定に形式的に該当しても、違法性の本 質から考えて実質的に違法性を欠くとはいえないような行為、すなわち具体的事情 の下でこれを処罰しないことがかえつて著しく国民の法的感情ないし社会通念に反 し是認できないような行為に対してまでその適用を認めるのは相当ではない。原判 決は盗犯防止法においても正当防衛が成立するにはその行為が防衛行為としての相当性を逸脱しないことを要するとの見解に立ち、本件において被告人がうけまたはうけようとした侵害は身体に対する軽微なものにすぎないが、これに対しBを蹴落 した行為はそれから予想しうる結果の重大さに鑑み、相当性を逸脱したものである これに対し盗犯防止法一条一項の正当防衛の成立を否定し、刑法三六条二項 の過剰防衛の成立を認めるに止めたのである。なるほど被告人は必ずしも結果の重 大さを予想していたとはいわれないとしても(原判決は死の結果につき未必の故意 も認められないとしている)、被告人の排除しようとした侵害は最終段階において は原判決のいうごとくせいぜい身体に対するものとみるのが相当であり、これに対

し被告人の防衛行為の結果は人の死であるから、被告人の主観を考慮にいれても、 原判決が被告人の行為を刑法に照らしてみた場合にはこれを過剰防衛行為にあたる と判断したことは一応是認できる。

しかし、盗犯防止法との関係において考察すると、被告人の行為が同法一条一項 の規定に形式的に該当することは原判決もこれを認め当裁判所も疑をいれないとこ ろであり、さらにその実質的違法性についてみても、被告人が侵入者ないし不退去 者を自力で排斥しようとした際に生命、身体の危険が現在するに至り、これを排除 するためにした行為であること、ことにBは被告人に無断で庭にはいりこむ理由は 全くないこと、その執拗にして危険な攻撃の態様、被告人に軽傷を負わせた事実、 被告人方は一軒屋で、家族も不在であつたため他に援助を求めることもできず、被 告人はBの攻撃に対し終始素手で対抗していたこと、被告人においてはBの死の結 果を認識しなかつたこと等が認められることを考慮すると、これを盗犯防止法一条 一項により処罰しないものとすることが著しく国民の法的感情ないし社会通念に反 し、是認できない場合であるとは考えられない。

、 従つて、被告人の行為は、盗犯防止法一条一項により罪とならない。 しかるに、原判決が、同条項の適用を否定し、本件については傷害致死罪が成立 し、ただ刑法上の過剰防衛行為にあたるとしたのは、法令の適用を誤つたもので、 その誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかである。

論旨はこの点において理由がある。

よつて、控訴趣意中盗犯防止法一条二項に該当する旨の主張、期待可能性がない 旨の主張および原審において盗犯防止法一条二項に該当する旨の主張をしたが原判 決はこれに対する判断を遺脱しているとの主張に対する判断をするまでもなく、刑 事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により さらに判決する。

本件公訴事実の要旨は、「被告人は、昭和四八年五月二〇日午後六時四五分こ ろ、神戸市a区b町c番地の自宅庭先において、酒に酔つたB(当時五二年)がス コツプを持つて、自己の飼犬を叩き殺すと怒鳴り込んできたので、これを追い返え そうとした際、同人が「われも叩き殺したる」と怒鳴りながら、所携のスコップを 振り上げて殴りかかろうとしたため、同人に組みついてそのスコップを払い落した ところ、さらに同人から押し倒されて首を手で締めつけられたので、同人の腹部を 足で蹴つて同人を振り離したのに、なおも同人が、同所西側の崖ふちから約一・五 メートルの地点にあつた長さ約七一・五センチメートルの角棒を拾い上げようとし た所為を目撃するや、同人が反撃してくるものと思料して激昂し、かくなるうえは 同人を同所から右崖下に蹴り落して殺害しようと決意し、同所に前かがみになつて 角棒を拾い上げようとしていた同人の背後から、その尻部を強く足蹴にして、同人 を同所崖ふちより約一二・七四メートル下のA川に頭から転落させ、よつて同時刻 ころ、同所において同人を溺死するに至らしめて殺害したものである。」というの であるが、被告人の本件行為は、殺意を欠くものであるうえ、前段に説示したとお り盗犯防止法一条一項により罪とならないから、刑事訴訟法三三六条前段により無 罪の言渡をする。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 藤原啓一郎 裁判官 野間禮二 裁判官 加藤光康)